

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第十四号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年三月奈良県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。